

平成20年第1回芸北広域環境施設組合議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成20年5月19日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場2階 大会議室													
議 長	松 浦 利 貞													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成20年5月19日 午前10時00分												
	閉 会	平成20年5月19日 午前10時27分												
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	加 計 雅 章	△	5	日 山 静 樹	○									
2	川 角 一 郎	○	6	塚 本 近	○									
3	玉 川 祐 光	○	7	松 浦 利 貞	○									
4	藤 井 勝 丸	○	8	明 木 一 悦	○									
会 議 録 署 名 議 員	3 番 玉 川 祐 光		4 番 藤 井 勝 丸											
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	竹 下 正 彦	事務局長	井 手 川 守										
	副管理者	浜 田 一 義	主 任	児 玉 一 朗										
	収 入 役	杉 野 光 眞												
議 事 日 程	別紙のとおり													
会 議 に 付 し た 事 件	議案第7号	専決処分の承認を求めることについて												
	議案第8号	芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例												
	議案第9号	財産の取得について												
	議案第10号	請負契約の締結について												
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>それでは会議を開会させていただきます。</p> <p>ただいまの出席議員は7名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回芸北広域環境施設組合議会臨時会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、3番玉川祐光君及び4番藤井勝丸君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
日程第3	議 長	<p>日程第3、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読をお願いいたします。事務局。</p> <p>【議案第7号を朗読】</p> <p>提案理由の説明を求めます。管理者竹下正彦君。</p> <p>本日はご多用中のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第7号でございますが、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。平成20年第1回の北広島町議会におきまして、「職員の給与の特例に関する条例」及び「特別職の職員等の旅費の特例に関する条例」が可決をされました。それに伴いまして、北広島町の条例を準用しております本組合におきましても早急に条例改正を行う必要がありましたので、3月31日付けで専決処分をさせていただいております。詳しくは、事務局から説明をいたします。よろしくお願いを申し上げます。</p>
	事 務 局 議 長 管 理 者	
	議 長 事 務 局 長 議 長	<p>詳細について、事務局の説明を求めます。事務局長井手川君。</p> <p>【詳細説明】</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 4	議 長	<p>これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>ご質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。</p>
	議 長	<p>これより討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」と言う者あり】</p> <p>討論ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。</p>
	議 長	<p>これより、議案第 7 号「専決処分の承認を求めることについて」を挙手により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 4、議案第 8 号「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。事務局。</p>
	事 務 局	<p>【議案第 8 号を朗読】</p>
	議 長	<p>以上で議案の朗読を終了します。次に提案理由の説明を求めます。管理者竹下正彦君。</p>
	管 理 者	<p>議案第 8 号でございますが、「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」をお願いするものでございます。今年の 10 月 1 日から新しいごみ袋に変更することに伴いまして、新たに燃えないごみ袋に小さいタイプの袋を導入させていただきたいと考えております。つきましては、この小さい袋のごみ処理手数料設定のため、関係条例の一部改正を行う必要が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、この案を提出するものでございます。</p> <p>詳細につきましては、事務局よりご説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。</p>
	議 長	<p>以上で提案理由の説明を終わります。詳細について事務局に説明を求めます。事務局長井手川君。</p>
	事 務 局 長 議 長	<p>【詳細説明】</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第5	議 長	<p>ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」と言う者あり】</p> <p>討論ないようでございますので、討論を終わります。</p> <p>これより、議案第8号「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を挙手により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決をされました。</p>
	議 長	<p>日程第5、議案第9号「財産の取得について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読をお願いいたします。事務局。</p>
	事 務 局 議 長	<p>【議案第9号を朗読】</p> <p>議案の朗読を終結いたします。次に提案理由の説明を求めます。管理者竹下正彦君。</p>
	管 理 者	<p>議案第9号でございます。「財産の取得について」でございます。ごみの収集運搬業務で使用する塵芥収集運搬車、通称パッカー車と呼んでおりますが、この車両の買い入れにつきまして、5月13日に実施しました6社による指名競争入札の結果、先ほど事務局が朗読しましたとおり、芸備ダイハツ販売株式会社が落札いたしました。条例の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。尚、参考に申し上げますと、落札率は、89%となっております。今回の購入車両は、10月から新しく始まりますが、パッカー車の中には、年式の古い12年目を迎えるもの等もございまして、故障の頻度、修理費用等を考えますと今後は計画的な車両の買い替えも必要となってくると考えております。よろしくお願いを申し上げます。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番明木一悦君。</p>
	8 番 議 員	<p>今回の車両購入に対してなんですけど、購入とリースという形</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	8 番議員	<p>があるのではないかなと思われるんですけど、それは考えられたのか、検討されたのかということと、リースというのがあるのかなのかというそのあたりを含めてですね、どのように調整されたのかをお伺いいたします。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただいまの質問に答弁を求めます。事務局長井手川君。 失礼いたします。リースはございます。検討をいろいろいたしました。いろいろ見積をとってみますのに大体1千4百万から5百万の5年間リースですと、支払うことになるとそのくらいかかります。というのがやはりリースを組んだ後、金利を計算しますと大体倍ほどかかりますので、金利ですね、財政難で一括支払えというのもどうかと考へましたが、長い目で見れば倍の価格のものを買うより一括支払いの方が良いかと思ひまして、買い取りにさせていただきました。</p>
	議 長 5 番議員	<p>ほかに質疑はありませんか。5 番日山静樹君。 これは入札ですが、買い入れ物件で型式いすゞ自動車と書いてありますが、これが一番、こちらからこの車としたのか、それともこれ以上にほかにいろんな車種が出まして、入札結果で今の89パーセントでこれに決まったのか。これに決めて、普通の車とどういうメリットがあるかというのがわかれば説明をお願いします。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただいまの質疑に答弁を求めます。事務局長井手川君。 シャーシ、架装等条件を付しておりません。条件といううちに、メーカー等は付しておりません。ただ仕様書の中にですね、何馬力以上とか何人乗り以上とかそういう細かいところは仕様書に書きました。架装の方もいろいろ検討いたしまして、今まで使っている分ですと去年ですかね、松江の方で過重積載というのがございました。過重積載をするということはごみが少ししか運べんというようなこともございまして、車両の上の方にですね、シートとかほかのごみを入れる高欄というのがあるんですけど、まあそれらも鉄板でできておるんでそれらも全部削除しまして重量を少しでも、車体重量を軽くして、少しでもごみを持って帰られるような仕様にしております。ですからメーカーとか架装メーカーは全て条件の下にクリアしておるメーカーだったら良いということで仕様書を書いております。以上です。</p>
	議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。 【「なし」と言う者あり】 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第6	議 長	これより討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。討論ありませんか。
		【「討論なし」と言う者あり】
		討論ないようでございますので、討論を終結いたします。
		これより、議案第9号「財産の取得について」を挙手により採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数であります。
		よって、本案は原案のとおり可決をされました。
	議 長	日程第6、議案第10号「請負契約の締結について」を議題といたします。
		議案の朗読をお願いいたします。事務局。
	事 務 局 議 長	【議案第10号を朗読】
	管 理 者	以上で議案の朗読を終結いたします。次に提案理由の説明を求めます。管理者竹下正彦君。
議 長	議案第10号でございます。「請負契約の締結について」でございます。ただいま事務局が朗読しましたとおり、芸北広域きれいセンターごみ焼却施設に係る焼却炉等整備の補修につきまして、5月13日に実施しました5社による指名競争入札の結果、株式会社タクマが落札をいたしました。尚、落札率は、87%となっております。内容につきましては、事務局からご説明いたします。よろしくお願いを申し上げます。	
議 長	提案理由の説明を終わり、詳細について事務局に説明を求めます。事務局長井手川君。	
事 務 局 議 長	【詳細説明】	
議 長	以上で提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番明木一悦君。	
8 番 議 員	焼却炉の整備は昨年度も行われていると思いますけども、昨年度の焼却炉整備、指名競争入札で行われた競売というか、どこだったのかというのをまずお伺いいたします。それと今回参加された5社の名前を教えてくださいたいと思います。	
議 長	ただいまの質問に答弁を求めます。事務局長井手川君。	
事 務 局 議 長	昨年度はサンプラントというところが落札しております。今年度指名したのはエスエヌ環境テクノロジー中四国支社、サンプラント大阪支店、JFE環境ソリューションズ中国支社、タクマ、内海プラント、以上の5社でございます。	

